

総合計画審議会（第3回）会議録

- 1 日 時 平成28年10月3日（月） 18時00分から20時00分まで
- 2 場 所 小田原市役所3階 議会全員協議会室
- 3 出席者 委員：俵 綱太郎、木村 秀昭、浅野 彰太、大川 良則、奥 真美、小倉 直子、
神永 四郎、小松 久信、下川 光男、鈴木 大介、高田 寛文、谷山 牧、
名和田 是彦、星崎 雅司、安野 裕子、湯川 恵子、吉田 福治
〔欠席者：出石 稔、川崎 雅一、中西 正彦〕
(敬称略)

市長、理事・企画部長、企画部副部長、企画政策課長、総務部副部長、市民部長、市民部副部長、地域安全課長、防災部長、防災部副部長、理事・福祉健康部長、福祉健康部副部長（福祉政策課、高齢介護課、健康づくり課、ケアタウン担当）、福祉健康部副部長（生活支援課、障がい福祉課、保険課担当）、福祉政策課長、生活支援課長、高齢介護課長、介護給付・認定担当課長、障がい福祉課長、保険課長、健康づくり課長、子ども青少年部長、子ども青少年部副部長、子育て政策課長、子育て支援推進担当課長、青少年課長、建築指導課長、開発審査課長、建設部副部長、建設政策課長、病院管理局長、病院管理局副局長、経営管理課長、病院経営戦略担当課長、医事課長、消防長、副消防長、消防総務課長、予防課長、警防計画課長、救急課長、情報司令課長、消防課長（小田原消防署）、教育部長、教育部副部長、教育総務課長、保健給食課長、教育指導課長、企画政策課職員

- 4 傍聴者 3人

(次 第)

- 1 開 会
- 2 議 事

- (1) 計画行政案諮問
- (2) 基本計画行政案【いのちを大切に作る小田原】について

- 3 閉 会

開会

【会長】

定刻になりましたので、ただいまから第3回総合計画審議会を開催いたします。皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議は、諮問、そして審議に入っております。よろしくお願いいたします。

なお、出石委員、川崎委員、中西委員につきましては、ご都合により本日の会議にご出席いただけない旨ご連絡がございました。したがって、本日ご出席の委員は17名となり、小田原市

総合計画審議会規則第5条第2項の規定によります2分の1以上の定足数を満たしておりますので、本会議は成立いたします。

会議に入ります前に、これまでご都合により欠席されておりました高田委員をご紹介します。恐れ入りますが、高田委員から、ひとこと自己紹介をお願いいたします。

【高田委員】

ご紹介に預かりました高田でございます。今、東京の六本木にございます政策研究大学院大学にありますが、もともと自治省、今の総務省におりまして、役所で30年勤務しておりました。ですので、専門というのは地方行財政です。大学では留学生のプログラムを担当しております。小田原市さんとの関係では、行政改革の関係でお手伝いさせていただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。市側の出席者につきましては、お手元の市側出席者名簿のとおりでございます。

なお、会議の公開につきまして、事務局から確認事項がございます。事務局から説明をお願いいたします。

【企画政策課長】

それでは、ご説明申し上げます。第1回の審議会の際にご説明させていただいたとおり、本審議会につきましては原則公開となっております。また、撮影及び録音等につきましては第1回審議会においてお諮りさせていただきました通り、諮問を終えるまでの間のみ、お認めさせていただくこととさせていただきたいと思っております。諮問後の議事に入りましたら撮影等につきましてはご遠慮いただく形となっておりますのでご承知おき願います。以上でございます。

議事

【会長】

それでは、本日の議題に入ります。

まず、「(1)計画行政案諮問」でございます。

【市長】

小田原市総合計画審議会会長 俵 綱太郎 様。小田原市長 加藤 憲一。

第5次小田原市総合計画後期基本計画の策定に当たり、計画案について、小田原市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。よろしくをお願いいたします。

【会長】

ただいま市長から第5次小田原市総合計画後期基本計画行政案についての諮問がありましたので、これから議事を進行して参りたいと思っております。市長はここで、公務のため退席いたします。

【市長】

どうぞよろしくお願ひいたします。

【会長】

なお、報道関係の方へのお願ひですが、先程申しあげたとおり、これ以降会議中の撮影、録音につきましては、ご遠慮いただきたいと存じます。それでは、「(2) 基本計画案【いのちを大切に
する小田原】について」審議を進めてまいります。

まずは「いのちを大切に
する小田原」のうち、政策分野「福祉・医療」の概要説明と審議を行います。終了後、市側出席者の入れ替えを行い、政策分野「暮らしと防犯・防災」の概要説明と審議を。のち、再度入れ替えを行い、政策分野「子育て・教育」について概要説明と審議をして参りたいと存じます。

では、「いのちを大切に
する小田原」のうち、「福祉・医療」の概要を説明していただきます。

【企画政策課長】

それでは、「福祉・医療」の各施策の概要のご説明の前に、基本計画の全体像についてご説明させていただきますと存じます。

資料 3、「基本計画行政案」の 21、22 ページをまずお開きいただきたいと存じます。

21 ページ以降につきましては、後期基本計画の内容となってまいります。22 ページのところでは「序章」といたしまして、計画の目的、構成、期間、この 3 項目について記述をさせていただいております。3 の「計画期間」につきましては、平成 29 年度から 34 年度までの 6 年間と位置付けております。

次に、23、24 ページをご覧ください。こちらでは、第 1 章として重点テーマ・プロジェクトを位置付けております。こちらの重点テーマ・プロジェクトにつきましては、11 月 7 日に開催を予定いたしております、第 7 回の審議会でご審議いただくことになっておりますので、本日は説明を省略させていただきますと存じます。

次に、25、26 ページをご覧ください。第 2 章では「施策の展開」として、黒塗りに白抜き文字のところがございますけれども、ここが基本構想に該当する「政策の方向」のところがございます。

その下のところに、1 番から 29 ページまで続きます、最後は 36 番になりますけれども、これが基本計画におきます「施策」でございます。そのさらに内訳が、一番右側でございます①から数字が振ってございますけれども、これが各施策におきます「詳細施策」という位置づけになっております。

今回ご審議いただくにあたりましては、この白抜き文字の「政策」をひとつの単位といたしまして、私の方から一括説明をさせていただき、ご審議いただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは個々の施策の説明に順次入ってまいりたいと思います。

ご覧いただいております後期基本計画の行政案、さらに参考といたしまして配布させていただいております、資料 4「想定事業一覧」につきましても、該当ページの方を申し上げますので、

ご覧いただければと思いますので、比較してご覧いただければと思います。お手元に参考資料としてご用意いただければと存じます。

それでは、「いのちを大切に作る小田原」のうち、まず初めに、「福祉・医療」につきまして、個々の施策の順にご説明させていただきます。

31 ページをお開きいただきたいと存じます。「1 地域福祉の推進」でございます。こちらに関する想定事業は、「想定事業一覧」の2ページの方に記載させていただいております。

まず「目指す姿」といたしましては、「地域での助けあいやセーフティネットに支えられ、誰もがいきいきと安心して暮らしています。」と、記述をさせていただいております。

「基本方針」につきましては、地域全体で支えあうケアタウンづくりを進めるとともに、社会保障制度の適正運用と充実を図ることとしております。

個々の「詳細施策」につきましては、①といたしまして「ケアタウン構想の推進」を掲げ、②といたしまして「地域福祉活動の充実」、こちらでは、地域の福祉活動への参加や高齢者や障がい者との日常的な交流を通じた担い手育成や活動の促進について、そして③の「セーフティネットの充実」では、国民健康保険や生活保護などの社会保障について記述させていただいております。次に「施策の指標」でございますが、①「ケアタウン推進事業取組地区数」、②「就労支援事業対象者における就労決定率」、③「生活保護世帯における中学3年生の高等学校進学率」を設定いたしております。

こちらの施策につきましては、現在の総合計画との比較ですと大きな考え方の違いはございませんが、詳細施策①を「地域における包括的な支援体制の充実」から「ケアタウン構想の推進」に変更するとともに、従前位置付けていた詳細施策「福祉の拠点づくりの推進」につきましては、おだわら総合医療福祉会館が整備されたことから削除しております。

なお、こちらに記載いたしております「ケアタウン」につきましては、これは市民一人ひとりが、ともに支え合い助け合いながら、安心して暮らせるまちのことでありまして、高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている方々を、制度的な枠組みを越えて、市民や事業者、行政などが一体となって支える仕組みでございます。これを「ケアタウン構想」として、その推進を図ってきているところであります。

次に32ページに移らせていただきます。「2 高齢者福祉の充実」でございます。想定事業は、2、3ページにわたって記載させていただいております。

まず「目指す姿」につきましては、「生きがいを持った元気な高齢者が地域に活力をもたらしています。」としておりまして、もう1つは「介護や支援が必要となった高齢者も、住み慣れた地域で安心して暮らしています。」と記述をさせていただいております。

「基本方針」につきましては、高齢者の社会参加や介護福祉サービスの充実や、高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めることとしております。

個々の「詳細施策」のところでございますが、①といたしまして「高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進」として、プロダクティブ・エイジングの視点による高齢者の活動支援について、②といたしまして「地域における高齢者支援体制の強化」では、地域包括支援センターの拠点整備や在宅医療と介護の連携を進め、認知症をはじめとする要介護高齢者を地域全体で支える体制、地域包括ケアの強化について、③では「保険給付事業の円滑な運営」とし、介護保険

事業計画に基づきます事業の円滑な運営について、④では「介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な運営」では、介護予防や日常生活支援総合事業の実施について謳っているところがございます。

「施策の指標」といたしましては、①「アクティブシニア応援ポイント事業年間延べ参加人数」、②として「地域ケア会議開催回数」、③として「基準緩和型サービス利用者数」を設定しております。なお、指標③の基準緩和型サービスにつきましては、介護予防・日常生活支援総合事業における市独自の訪問型サービスと通所型サービスであり、研修を受けた方が提供することもできるサービスでございます。

こちらの施策につきましては、詳細施策①に、プロダクティブ・エイジングの視点を盛り込むとともに、詳細施策②で、在宅医療と介護の一体的な提供や地域包括ケアの強化を謳い、詳細施策③、④については、介護保険制度の改正に伴い体系と記述を整理していることが主な変更点でございます。

プロダクティブ・エイジングの視点につきましては、高齢者が自らの能力を発揮し、社会の活力を支える存在として元気に活躍できるよう、シニアの活躍の場と領域を拡大するなど、事業展開を図っていくものでございます。

次に33ページをご覧いただきたいと存じます。「3 障がい者福祉の充実」でございます。想定事業は3、4ページに記載いたしております。

まず「目指す姿」といたしましては「企業や地域社会が障がい者の就労や社会参加を当たり前のこととして受け入れています。」としておりまして、もう1つ、「障がい者が地域社会の一員として生きがいを持ち、必要とする支援を選択して、安心して暮らしています。」とさせていただいております。

「基本方針」といたしましては、障害者差別解消法に係る取組やノーマライゼーション思想の啓発、障がい者の暮らしを支えるサービスや支援などにより、障がい者を地域で支える環境を整えることとしております。

個別の「詳細施策」では、①として「相談の場や情報提供の充実」、②として「障がい者の権利擁護の推進」、こちらでは障がいに関する啓発活動や意識づくりについて謳っているところがございます。また③といたしまして「暮らしを支える福祉サービスの充実」では、障がい者の暮らしを地域で支える体制づくり、そして④といたしまして「就労と社会参加の促進」では、障がい者の就労機会の拡大と社会参加に向けた支援の拡充、これらについて謳わせていただいております。

こちら施策につきましては、現在の総合計画と大きな変更はございません。

なお、「施策の指標」といたしましては、①「障がい者就業・生活支援センターを通じて一般就労した人数」、②「障がい者事業所などへの発注額」を設定しております。

34ページにおうつりいただきたいと存じます。「4 健康づくりの推進」でございます。想定事業は4、5ページでございます。

「目指す姿」といたしましては、「市民一人ひとりが、健康への自覚と認識を深め、生涯にわたって元気に暮らしています。」としております。

「基本方針」といたしましては、健康意識の醸成と健康づくりの支援、そして保健・疾病予防対策を進めることとしております。

個々の「詳細施策」では、①といたしまして「保健予防の充実」、これは健康教育や個別相談を位置付けますとともに、特定健診・特定保健指導、予防接種などによりまして、疾病の早期発見・早期治療に結びつけていこうということを謳っているところでございます。また②の「地域ぐるみの健康づくりの支援」では地域を単位とした健康づくりの取組を支援し、③の「食育の推進」では、ライフステージに応じた食生活を通じた健康増進について謳っております。

こちらの施策につきましては、現在の総合計画と大きな変更はございません。

「施策の指標」といたしましては、①「大腸がん検診受診率」、②「脳血管疾患死亡率」、③「栄養のバランスを考えて食事をとる市民の割合」を設定しております。

次に 35 ページをお開きいただきたいと存じます。「5 地域医療体制の充実」でございます。想定事業の方は 5 ページに記載いたしております。

「目指す姿」といたしましては、「市民がかかりつけ医を持ち、医療機関の適正な利用が図られています。」としておりまして、もう 1 つは「医療ニーズに応じて、誰もがいつでも適切な医療を受けることができます。」としております。

「基本方針」といたしましては、医療機関の連携や医療人材の育成などにより、地域医療体制の充実を図ることとしております。

「詳細施策」では、①として「地域医療連携の推進」、②として「救急医療の充実」、こちらでは、広域二次病院群輪番制や小田原市立病院によります急性期医療と後方支援体制との連携など。そして③の「人材育成の支援」では、医療人材の確保について。④の「広域医療圏としての役割分担や機能連携の推進」では、地域医療を広域で支えることについて謳っております。

なお、現在の総合計画に位置付けております「在宅医療の充実」につきましては、取組の実態が地域包括ケアの推進に移行していることから、先にご説明いたしました、「2 高齢者福祉の充実」の詳細施策②「地域における高齢者支援体制の充実」に記述する変更をいたしております。

こちらの「施策の指標」といたしましては、①「休日・夜間急患診療の受診患者」、②「小田原高等看護専門学校卒業生数」を設定いたしております。

次に 36 ページにお移りいただきたいと存じます。「6. 市立病院の機能拡充と健全経営」でございます。想定事業は 5 ページの方でございます。

まず「目指す姿」といたしましては、「高度で専門的な医療を安定的に提供することで地域医療を支え、市民の安心感を高めています。」としております。

「基本方針」といたしましては、小田原市立病院を県西地域の基幹病院として急性期医療や高度医療を充実させるとともに、健全経営に努めることとしております。

「詳細施策」では①として「医師・看護師・医療技術職員の確保」、②として「高度医療・急性期医療の充実」、③として「産科・小児科医療の確保と充実」といった地域医療を支える機能面と合わせまして、④では「経営の効率化」といった病院経営そのものについて謳っています。そして、⑤といたしまして「病院の再整備の推進」を新たに加え、市立病院に求められる医療を適切に提供していくため、施設の再整備に向けた取組を進めることを謳っております。

こちらの「施策の指標」といたしましては、①「地域基幹病院としての機能維持」、②「厚生労働省の救命救急センター充実段階評価」、③「経常収支比率」をそれぞれ設定いたしております。

駆け足で恐縮ですが、以上が福祉、医療の分野に位置付けをさせていただきました施策の概要

でございます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

【会長】

それでは、これから審議に入りたいと存じます。「福祉・医療」の分野について、何か質問、ご意見等ございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

【小松委員】

32 ページの現況と課題の中で、「平成 37 年度には、高齢者人口 56,500 人」となっているのですが、表では平成 34 年度で目標設定されているのですが、この差についてどういう感覚で捉えれば良いのか、ご説明願います。

【高齢介護課長】

それでは、小松委員からのお問い合わせでございますけれども、平成 37 年度は、団塊の世代が 75 歳以上になる年度として、上のところでは平成 37 年、2025 年と記載しております。そういったところで、総合計画の最終年度の平成 34 年度とは違ったところで採用してございます。

【小松委員】

平成 34 年度で統一したほうがわかりやすいのではないかなと。確かに 2025 問題は同世代ですからわかるのですが、説明書きと表が、違和感があるかなと思います。私の感覚だけかもしれないので、これで結構です。

【会長】

他に。はい、谷山委員。

【谷山委員】

いくつか質問させていただきたいと思います。31 ページの「地域福祉の推進」からお願いします。施策の指標の指標③で、生活保護世帯における中学 3 年生の高等学校進学率、こちらの基準値 87%を目標 100%にするとあげていただいているんですけど、詳細施策の中から、どういった施策で指標となるのかが分かりにくいので、現在行っている事、またこれから行おうと計画されていることについてお聞きしたいと思いました。

2 つ目なんですけれど、32 ページの「高齢者福祉の充実」についてです。こちらに記述されていないのですが、地域包括ケアシステムと言っていいのか分からないのですが、今、やはり、医療の現場ですとか、今後課題になるであろうこと、高齢者の終末期の医療が非常に問題になってくるのかなと思います。福祉の充実のところに入れるべきなのかちょっと分からないので、どこかで触れなければいけないのかなというのが、アドバンスディレクティブですとか、どのような最期を送りたいのか、どこで送りたいのか、そういった意識を元気うちに確認するということを、市などで取り組んでいくと良いのかなと。実際に患者さんと関わっていて感じることで、そちらについて、どこの施策で検討されているのかという事について教えていただきたいな

という事が一つ。

あともう一つ、最後に 35 ページなんですけれども、「⑤ 地域医療体制の充実」なんですけど、こちらの指標①で、休日・夜間急患診療の受診患者というのが、基準値が平成 26 年度よりも平成 34 年度少し上がっています。こちらの基準値が上がるのがどうなんだろうと、読んでいて不思議に思いました。実際、夜間急患診療は「できるだけ、かかってほしくない」というんでしょうか、ちゃんと管理できて、健康であって、適切に受診するという上では、「増える」というのが目標値になるのはどうなのかなと思いましたので、ご意見をいただけたらと思います。以上です。

【生活支援課長】

今、谷山委員さんからご指摘のありました件についてお答えいたします。指標③「生活保護世帯における中学 3 年生の高等学校進学率」でございますけれども、資料 4 にございます想定事業一覧、26 分の 2 というところに記載がございますけれども、生活支援の中の学習支援事業、これが詳細施策として該当いたしてまいります。それからもう 1 点でございます。これに関して現在やっていること、今後考えていることというお尋ねでございますけれども、現在、学習支援事業ということで、原則として、生活保護世帯の中学生を対象に、週に 1 度、約 2 時間ほど、「ふらっと城山」というところをお借りして学習支援事業を行っております。これは、子どもたちの学習能力の向上の面もありますが、子どもたちの居場所づくりという面からも行っている事業でございます。引き続き、この事業に関しては今後も行っていきたいと。昨年度から施行されております生活困窮者自立支援法に基づく事業でございます。さらに今後も、引き続き実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

【高齢介護課長】

2 点目にお尋ねの、終末期医療の関係だと思っておりますけれども、資料 4 の想定事業一覧の方の 2 ページになりますけど、2 ページの 1 番下のところで、地域包括ケア推進事業の中で、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の包括ケアシステムの構築を推進するという中でやっていくということになります。以上でございます。

【健康づくり課長】

3 点目の、休日夜間急患診療所の、受診患者の数という事でございまして、現状 14,461 人で、目標値が 1 万 5 千人ということで、当然ながら皆さん健康で、夜間かからないことが 1 番でございますが、逆に申しますと、一次救急医療というのは市の役割、責務でございます。ある意味、それだけの人数を確保できる体制を築いているということで、裏返せば、これだけの数があっても、きちっと休日夜間急患診療所で対応できるということでございますので、ご理解いただければと思います。

【谷山委員】

ありがとうございました。理解いたしました。

【会長】

他に。では、安野委員。

【安野委員】

何点かありますけれど。まず、31 ページの地域福祉の推進のことなんですけれど、詳細施策の「ケアタウン構想の推進」というのがあります。それから、「地域福祉活動の充実」というところの2つにかかってくるんですが、施策の指標のところを見ましても、ケアタウン推進事業取組地区数を目標値26地区に増やしていくというようなことで、これはこれで良いのかなと思うのですが、後期に、本当は課題とすることは、たくさんの事業をやっていく事と同時に、今までやってきたものを統括していくというんですかね。ケアタウン推進事業と、地域コミュニティ推進事業というものがありまして、非常に、担い手が、同じ方がその両方で担い手になっているとか、また、地域コミュニティの推進事業の中にもケアタウンに共通するものがあつたりだとか、それから、あとは社会福祉協議会とかですね、民生委員・児童委員協議会の活動、そういうものと非常に活動が、ケアタウン推進事業の活動と被っている面があるんですね。ですから、本来であれば、こういうものを後期は整理・統合していく方が望ましい。そして、組織も少しシンプル化して、住民が関わりやすい、どこに責任の所在があるのかとか、そういうことに迷わずに、住民が関わりやすい組織のシンプル化というものも必要ではないかなと思ひまして、意見として申し上げたいと思ひますが、何かそれについてお考えがあればお伺ひしたいなと思ひます。

それから、32 ページの「高齢者福祉の充実」のところ、詳細施策の①「高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進」というのがあります。ここは、イメージ的には高齢者の生きがい対策というイメージに取れるんですけど、実は高齢者もですね、年金生活だけで生活が非常に苦しいという現状を訴える方も多数いらっしゃいまして、31 ページの生活保護世帯の支援、セーフティネットというところでも、高齢者世帯が生活保護の受給世帯にもなっていくという現実もあるという風に聴いております。ここのところはですね、高齢者の生きがい対策という事のみならず、やはり高齢者の就労の支援ということも考える必要があるのかなと思ひますが、これにつきましても、行政側のご視点があれば伺えればと思ひます。

それから33 ページの「3 障がい者福祉の充実」になりますが、身体、知的、精神、3 障がいのことがここに書かれています、難病患者の位置づけ、難病患者が障がい者という事になってくると思うのですが、難病患者についての施策などを考えた方がよろしいのではないかなと思ひます。難病患者の位置づけについてどのようにお考えなのかお伺ひしたいと思ひます。

それから、同じく33 ページ、詳細施策④の「就労と社会参加の促進」のところなんです、これはあくまでも、いわゆる事業所などへの就労の促進というような、また、事業所などから仕事ができるというようなことになっていると思うんですが、実際に、一般企業への就業というのが現実的には難しいと聞いておりますので、障がい者の特性を生かした新たな起業を支援するというような、そういう視点も必要なのではないかなという風に思ひます。

あと一点だけお願いします。長くなりましたが、36 ページの市立病院についてですが、施策の

指標の③「経常収支比率」というものがありまして、目標値が34年度に100%とありますが、これについての説明をお願いしたいと思います。

以上、多岐に渡りましたがよろしくお願いたします。

【高齢介護課長】

まずケアタウンの関係でございますけれども、最終的に26地区でやっていくということは目標としては書かせていただいておりますが、安野委員のご指摘の通り、様々な取組主体が活動しております。そういった中で整理も必要なのかなと思っておりますので、両方にらみながらやっていきたいと思っております。

2点目の、高齢者福祉の充実という中で、高齢者のセーフティネットといいますか、生活困窮というか、そういったところの部分の取組について、この部分で扱うのかどうかについてはもう一度検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

【障がい福祉課長】

それでは、難病の関係でございますけれども、難病に関しましても、障害者総合支援法の対象となっておりますので、障がい福祉サービスを利用させていただきまして、対応させていただいているところでございまして、今後もそういったところで進めていきたいと思っております。

それと、就労の関係でございます。特性をお持ちの障がい者の方の就労に関しましても、生活支援センターを通じて就労を図っていくとともに、障がい者の方が通所されております事業所等と連携しながら、特性を生かした就労の機会に向けて進めていきたいと考えております。以上でございます。

【病院経営戦略担当課長】

経常収支比率の件でございますけれども、経常収益、これは医業収益と医業外収益のことになります。それと、経常費用、これは医業費用と医業外費用を足したものになります。経常費用分の経常収益という事で、経常収益と経常費用の割合を示しております。この割合が100を超えますと経常収支が黒字という事になりますが、100を下回りますと赤字という事になります。平成27年度は赤字決算でございまして、98%になりましたが、34年度は黒字を目指すという事で、100%と設定させていただいております。以上でございます。

【安野委員】

今、縷々と意見を申し上げましたけれども、あくまでも総合計画というのは現場の方たちの声とか、課題を解決していくための施策であるという風に思いますので、今のご答弁の内容をどこに盛り込むのかということは、また事務作業の段階になると思うのですが、視点として考えていく必要があるのではないかなということで、意見を申し上げました。以上です。

【会長】

他に。はい、名和田委員。

【名和田委員】

では、何点か意見を言わせていただいてから、質問を若干したいと思います。安野委員のおっしゃったことに同感でございまして、一つは難病の話ですけれども、神奈川県が専門の病院を持っていると思うんですね。子どもである場合は、親御さんがものすごく心配、苦勞しておられまして、神奈川県に、親御さんたちが NPO を通じて何千万単位の寄付を集めて、見舞いに来る親御さんの宿泊することができる施設を作っている。この手の施設は、東京では行政が作っているんですね。財政が豊かなのでできるんですけれど。ところが、神奈川県では市民が苦勞して作っている。そういうことを一つ考えてもですね、難病を持つ子どもの親御さんのご苦勞を若干なりとも軽減できるような施策を、市としてもお考えになっても良いのではないかと感じました。これは単なる意見でございまして。

それから、「1 地域福祉の推進」についてですけれど、これも安野委員のおっしゃった意見と同感で、もともと、この「1 地域福祉の推進」という箇所は、割と個別のサービスが届けられるという点を中心に書いているような印象を受けます。それでもいくつか、コミュニティづくりとか、地域そのものをつくっていく施策もありますよね。ケアタウン構想の推進といった。そうすると、まさに安野委員がご指摘になったように、今、学校もそうだし、地域包括ケアもそうですけれど、色々な部署が地域に対して色々な施策を投げかけてくるんですね。副会長で、地域の総連合の会長もいらっしゃいますけれど。そうすると、地域としても当惑せざるを得ない。ここは何か、整理をしなくてはいけない。少なくとも、連携して取り組めるように、市として投げかけていかないと。そういったことが必要ではないかと。私見では、今地域政策課が所管している地域コミュニティ組織を中軸にして整理をしていくということが適切だと私は思っておりまして、そうやって部門間の調整をきちんとなしないと、地域が疲弊してしまうとか、色々なものが降ってきて大変だという思いが高じてしまうということがあると思いますので、計画書にどのようにそこを表現するのかは分かりませんが、ぜひご留意いただきたいと思います。

それからもう一つ、地域福祉の推進に関して、拠点について、資料 4 の方では交流の場づくり事業ということで書いてあって、社会福祉センターを管理していくんだと。先ほどの説明を、私ちゃんと理解しているかどうか分からないんですが、資料 3 の 31 ページでは、これはもうできたので、施策の指標としては落としているんだということでしたよね。もちろん、できることは大事ですが、たぶんこれは全市で 1 つの施設ではないかと理解しましたけれど、小田原はもともと、各コミュニティ地区、26 地区に拠点を整備するという事が弱かったんですね。各地区に 1 つずつコミュニティセンターを整備するという事を他の自治体はやってきているんですけれども。小田原はそこが弱いと言ったらよろしいか、わざとそうしなかったんだというご見識かもしれませんが、結果としては、地域コミュニティが活動していく上での拠点が無いという状況になっていて、もうちょっと拠点について、工夫をするような方向性が今後望ましいのではないかと感じました。そうはいっても、「お金がないからしょうがない」と言われれば、「そうですね」と言うしかないんですけれど。一個の意見として申し上げたいと思います。

それで、質問といたしましては、地域ケア会議とか、包括支援センター関係で、もう一つ協議

体を立ち上げろみたいな事を厚労省が言っているようですけれど、地域ケア会議等の地域が地域包括ケア関係でやるべき会議体の組織エリアをどのように考えるかを質問したいと思います。以上でございます。

【高齢介護課長】

最後の、地域ケア会議の単位、範囲といたしますか、小田原市では12の日常生活圏域を設定しております、圏域としては12圏域でございます。それが、いわゆる中会議という部分での単位になります。したがって、12の日常生活圏域ごとにやっていくということになります。以上です。

【名和田委員】

12というのは中学校区ではないかと想像するのですが、国は中学校区と言いたがるのですが、地域からすると当惑しますよね。中学校区は、地域からするとあまり普段活動しているエリアではないのではないかと。そこに地域の人が集められて会議をするとなるとどうなのかなという気がいたします。ただ、12圏域という事で市としてやっていくということであれば、まあそうなるのかなと思います。地域としては、やや自分事で考えづらい圏域ではないかなと思います。以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

ここでちょっと委員の皆様をお願いといたしますか、本日は3分野を審議していただく事になっていますが、想定時間を2時間と想定しています。その中で時間を割り振ってやっていきたいと思いますが、たくさんご質問、ご意見が出るような場合はですね、書面にて執行部、行政側にご質問いただければ、後ほどそれが文書で返ってくるような、そういった形も取っておりますので、ぜひとも進行の方にはご協力をお願いいたします。よろしく願いいたします。

では、鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】

質問というよりもお願いでございますけれども、36ページの詳細施策⑤「病院の再整備の推進」と書かれております。この件については、小田原市民の中でも非常に関心の高い事項でございます。一方、下の指標のところを見ると、この⑤に該当する指標が今のところ記載されていないように思います。できれば、恐らく数値化は難しいのかもしれませんが、平成34年度に病院の再整備について、どういう形になっているかというところを目標にしているのかを分かりやすく書いていただけると、市民としてはありがたいなと思います。

それからもう一点、「再整備」という言葉の意味、これが中々分かり辛いので、その辺も分かりやすく示していただけたらありがたいなと思います。以上です。

【病院管理局長】

指標につきましては、おっしゃるように数値化は中々難しいというところと、どのレベルまで、

というところですね。そこについては、今ご審議いただいている基本計画の下の、実施計画というのが3年間・3年間の2期に渡ってこれから組んでいく事になります。まずは、前期の3年間のところまで、今回の基本計画と並行して策定をしていく形になります。病院の、実際の再整備、建設というところでは、短くて7年くらいはどうしてもかかってくるというところがございますので、なかなか34年度までのところで「ここまで」ということが難しいのかなというのが実態でございます。ただ、ここにありますように、再整備の推進という中で、来年度からの実施計画3年間の中でも進めていくような形で考えていきたいと思っております。

それから、「再整備」という意味ですけれども、これは現地の建て替えもありますし、移転での建て替えということもひっくるめて、「再整備」という言い方を、今までもしてきたところで、今回もその表現は変えなかったということでご理解いただければと思います。

【鈴木委員】

ありがとうございます。一言だけ、今ご説明いただいた中で、「最低7年くらいかかります」というお話がありました。最低7年という数字は、我々市民からすると非常に重要な情報でございます。ここには書けないのかもしれませんが、ぜひ分かりやすく市民に提供していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】

他に。では星崎委員。

【星崎委員】

違う視点ですので、11ページのところで、財政状況という事で社会保障費が一貫して増加傾向にあり、今後も増加していく事が懸念される、と。懸念されるだけでなく、間違いなく増加していくというような状況だと思うんですけども、こういう状況の中で、ここの部分、充実していくのは当然充実していくんですけど、どうやってこう、行政側からすると抑え込んでいくかというかですね、歳出をしっかりと抑制していくのかというところが、あんまり見えてこないのかなと感じました。そろそろ、この辺で戦略的に抑制していくことを考えないといけないんじゃないかなと思うんですけど。なかなか、「市民サービスを切り下げますよ」というわけにはいかないと思いますので、例えば「広域的な連携です」とか、「予防的な部分です」とか、我々が言っているのは「未病を改善する」という話で、県の方では推進させていただいていますが、そういった、色々な所と連携しながら、しっかりと、市民にとっても良い方向で、財政の面でも健全化を図っていくという所が、若干弱いかなと思います。

【会長】

財政に関することですけど、ご説明できます？今は医療の分野ですので、ちょっと財政の方は。

【星崎委員】

お答えはいいですけど。そういう視点をそろそろ市民に共有していかないとまずいのではない

ですか、ということです。

【会長】

お答えもよろしいですかね。

では、奥委員。

【奥委員】

2点ございまして、1点目は全体に通じる話なのですが、指標の考え方ですね。そもそも活動指標を設定しようとしているのか、成果指標を設定しようとしているのか、そのところが明確になっていないと。基本的には活動指標が多いようなのですが、ただ、中には就労率ですか、高等学校の進学率といったように、成果指標になるようなものも入ってまして、その辺りを本来であればもう少しきちっと整理していただいて、活動指標を達成していく中で、最終的には成果指標が達成されていると。本来、計画というものはそういう風に進捗管理していくべきものだと思いますので、できるのであれば、もう少し整理していただきたいというのが1点目です。

2点目は内容に係る話で、34ページの健康づくりの推進のところを見ますと、スポーツについての言及が全く出て来ないんですね。他のところにどこか出てくるのかと思ひまして、全体の柱を見ても無かったかなと。計画中にオリンピックも開催されることですし、非常に人々の体を動かす事の関心が高まる時期も迎えますので、そういった機会を捉えまして、健康づくりの重要な柱になるはずですから、スポーツについての記述というのも、ぜひここに入れていただきたいというのが2点目になります。以上です。

【企画政策係長】

ありがとうございます。後段のスポーツの関係からご説明させていただこうと思ひます。ページで申し上げますと、56ページになります。こちらの方で、「生涯スポーツの振興」という事で記載をさせていただいているところがございます。奥委員がお話しいただいたところ、まさにその通りでございまして、健康づくりとスポーツの関係は非常に強い状況でございますけれども、スポーツ側からのアプローチということでこちらの方に「生涯スポーツ」という形で施策の方は置かせていただいております。先ほどご説明した従前の健康づくりに関しましては、本当に「健康づくり」という側面からのアプローチということで置かせていただいておりますので、この辺りが先程お話出ましたけれども、医療費、扶助費抑制のような話とつながる部分だと思ひますので、連携を図りながらという部分での記述を工夫していきたいと思っております。

1つ目の指標の考え方でございます。先ほど、奥委員からお話があったように、成果指標と活動指標が混在しているという状況は、まさにご指摘のとおりだと事務局サイドも思っております。ここはまだ、整理しきれていないという事が正直なところでございます。指標の考え方につきましては、従前作りました総合戦略でもそうだったのでありますが、奥委員もお話しいただいたように活動指標があつて、成果指標があつて、その上に目標があるという形が一番よろしいかなと思ひているのですが、施策ごとに置く指標が非常に取りづらいというものが中にはございま

して、正直なところは、2 つが混在しているという状況ですので、方策についてはこちらの方で検討させていただければなと思っております。

【奥委員】

ありがとうございます。スポーツについてちゃんと見ておりませんで、56 ページの方にありますね。今お答えいただいたように、健康づくりのところにも関連する記述をぜひ置いていただければと思います。

【企画部長】

1 点目の指標なんですけれども、本来は成果指標が良いと思うんですね。ただ、全部の事業を成果指標を取るのも中々難しいこともありまして、今考えているのは、事務事業調書を作りますので、その中でも今、見直しをさせています。その、全ての事業の成果指標が取れるかどうかは分かりませんが、それなりのものを作って、今までは活動指標しかないものが多かったものですから、できれば成果指標を取ってですね、それを達成率などに繋げていくと。そういうことをやりますので、この段階では大きくなってしまいますけれど、細かいところから積み上げて、今後はやりたいと思っていますので、ご理解いただければと思います。

【会長】

では、小倉委員。

【小倉委員】

2 点あります。先ほどの指標の件で、色々「相談の仕組みを作ります」とか、「情報を提供します」とあるんですけれども、相談に来る人の方は実はあまり問題がなくて、相談に来れない人たちへのアウトリーチをどう考えていくかということの方が、重篤な問題を抱えている人だったりとか、重複した問題を抱えている人にとってはとても大事と考えています。指標が、例えば、「就労ができた」、「進学した」というポイントではなく、「相談件数が増えた」という方が、いじめの問題と同じで「市としては仕事をしっかりしている」という、指標としてとても大事なのではないかと考えています。これは意見です。

もう 1 つお願いなんですけれども、市立病院のところで、「産科・小児科医を確保します」と書いてあるんですが、そこにぜひ児童精神科医も入れてほしいと思います。県西地区に、発達障がい診断ができる精神科医が 1 人もいなくてですね、発達障害の子どもは 6.3%いるというんですけれども、中々診断できる場所がありません。東海大とか東京の方とか平塚とかに、4 か月待ち、半年待ちというような形で診断を待っています。診断が無くても支援ができることはできるのですが、やはり拠点となってくれる、相談に乗ってくれる精神科医がぜひ小田原に欲しいと思っています。なかなか開業医としては生計が立ちにくいところもあるので、ぜひ市立病院で、市の責任として雇っていただけたらと思います。お願いいたします。

【会長】

はい。ここでちょっと確認させていただきたいのですが、皆様、委員の方から出たご意見につきましては、反映できる、できないを含めまして、最終的には第8回、11月16日の日に一覧表で提出されることになります。それを総括審議の中で、皆さんに再度審議していただくということになりますので、それをお含みおきください。

はい。では、大川委員。

【大川委員】

先ほどのご説明の中で、生活保護世帯の中学生の学習指導、居場所づくりということで、生活保護とか困窮家庭という中で、学校の入進学の際の費用とか、時には修学旅行に困難で行けない、実際に行かなかったという子も何人か、小田原市内で聴いておりますので、是非ともですね、先ほど財政の部分もありましたけれども、できれば、中々把握は難しいかもしれないですけども、そういう生活困難、シングルマザーですとか、色々なケースがあるかと思っておりますけれども、入進学の、例えば小学校1年に入学するとランドセルが必要だとか、洋服も新たに新調するとか、色々な費用が発生すると思うので、年間の、通年の費用ではなくて、特別費用的な辺りをちょっと考慮していただければいいかなと。これはお願いであります。ただ、もう実際にされているかもしれませんけれども。

【会長】

はい。今のご意見、もう現実にやっていますよね。

【生活支援課長】

生活保護を既に受給されている方に関しては教育扶助で支給されることになっておりますので良いのですが、生活困窮者の方に関しては、県等で学校に関しては様々な助成制度がありますけれども、それを利用されていない方も中にはいらっしゃるかと思いますので、そのあたりをピックアップしていくのが必要かなと考えております。

【会長】

はい、ありがとうございました。先ほども説明させていただきましたが、時間の都合もありますので、この分野に関しましてはここで終えさせていただきたいと思っております。先ほどの説明のとおり、もし足りない部分等ありましたら、後ほど所管の方に文書で問い合わせしていただければ、文書等で返答、または最終の総括の中で反映させるかどうかという形でご提示させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで市側出席者の入れ替えがございます。しばらくお待ちください。

(市側出席者入替え)

【会長】

それでは、本日2つ目の分野となります「暮らしと防災・防犯」の概要を説明していただきま

す。

【企画政策課長】

それでは「暮らしと防災・防犯」の分野についてご説明させていただきます。行政案につきまし37ページになります。よろしくお願ひいたします。また、想定事業一覧の方は6ページ、7ページの方から始まってまいります。

まず、37ページ「7 共生社会の実現」をご覧いただきたいと存じます。

まず「目指す姿」といたしましては、「誰もが尊重し合い、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らしています。」としております。

「基本方針」といたしましては、すべての人が互いの人権を尊重し、平和な地域社会を実現するための取組を進めることとしております。

「詳細施策」のところでは、①「人権施策の推進」ということで、意識啓発や人権教育を謳わせていただいております。②「男女共同参画社会の実現」では、その意識づくりと環境づくりを位置付けるとともに、家庭・地域活動と仕事の両立に向けた環境整備、女性の就労支援や男性の家庭・地域への参画支援等、ワーク・ライフ・バランスを実現していく旨を謳っております。③「平和施策の推進」では、平和都市宣言の理念に基づいた施策の推進について、④「多文化共生の推進」では、外国籍住民等が日常の生活を円滑に送れるよう支援する旨を追記しているものでございます。

この施策につきましては、②「男女共同参画社会の実現」、④「多文化共生の推進」について一部見直しを行っております。

「施策の指標」といたしましては、「審議会などへの女性参画率」と、「多言語対応している市発行印刷物数」を設定いたしております。

続きまして38ページをお開きいただきたいと存じます。「8 災害に強いまちづくり」でございます。想定事業の方は、6ページに記載いたしております。

「目指す姿」といたしましては、「住宅や公共施設の耐震化が進み、災害による被害が最小限に抑えられています。」としておりまして、もうひとつは「あらゆる危機に迅速に対応できるような市民と行政、または市民同士の協力体制が確立されています。」としております。

「基本方針」につきましては、東日本大震災や熊本地震の教訓を生かし、迅速かつ計画的な危機管理・災害対策の実施により、災害に強いまちづくりを進めることとしております。

「詳細施策」ですが、①「災害時即応体制の強化」といたしまして、これまでの災害における他都市の対応を踏まえた地域防災計画や防災マニュアルの見直し、関係機関との連携強化、防災資機材の充実などについて謳っております。また②「地域防災力の強化」では、市民の防災意識の向上と、顔の見える範囲の住民による自主的な協力体制の構築、③「災害被害軽減化の推進」では、河川改修や土砂災害対策の実施や、建物や宅地、公共施設の耐震化の促進、④「危機管理体制の強化」では、危機に対する組織体制の整備に加え、相互応援等の非常時の連携について謳っております。

こちらの施策につきましては、現在の総合計画と大きな変更はございません。

「施策の指標」につきましては、①「耐震改修促進計画に基づく住宅及び多数の者が利用する

建築物の耐震化率」、②「防災訓練の参加者数」を設定しております。

39 ページ、「9 消防・救急体制の充実」に移らせていただきます。想定事業は、6、7 ページで
ございます。

「目指す姿」といたしましては「防火や救命などに関する自助・共助の取組により、火災や救
急事故などによる被害が軽減されています。」としております。

「基本方針」といたしましては、消防・救急体制の充実と、市民の防火意識や救命技術の向上
を図ることとしております。

こちら施策につきましては、消防の広域化を踏まえ新たに策定した消防計画に基づき体系や記
述の整理をいたしております。

「詳細施策」につきましては、①「消防組織体制の強化」といたしまして、消防を取り巻く環
境や社会の変化に対応するため、消防署所の再配置や消防職員の能力向上を謳っております。ま
た、②では「災害対応力の充実と強化」といたしまして、消防車両や装備の計画的な整備、救急
業務の高度化、消防団との連携による災害対応力の充実と強化を謳っております。③「火災予防
の推進」のところでは、事業所での自主防火体制の確立、一般家庭への防火対策の指導や広報を
はじめ、火災予防意識の高揚について謳っているものでございます。

こちらの「施策の指標」といたしましては、①「消防庁舎の耐震化率」、②「配備救急隊数」、
③「住宅用火災警報器の条例適合率」を設定しております。

次に 39 ページ「10 安全・安心の地域づくり」をご覧くださいと存じます。想定事業の方
は 7 ページになります。

「目指す姿」といたしましては、「防犯活動や交通安全活動を通じた地域の顔の見える関係づく
りが、暮らしの安全・安心を支えています。」としております。

「基本方針」といたしましては、地域主体の防犯活動や交通安全活動を充実するとともに、暮
らしに係る相談体制の充実による市民のトラブルや悩みの解決を支援することとしております。

「詳細施策」のところでは、①「地域防犯活動の充実」ということで、地域主体の防犯活動の
充実、②「交通安全活動の充実」では、交通安全教室や啓発事業の実施、放置自転車対策、③「暮
らしの相談の充実」では、市民相談や消費生活相談など暮らしに纏わる悩みに対しまして、適切
な指導・助言を行っていくことを謳っております。そして、④「空家問題の対策」を新たに加え、
現在策定作業を進めている空家等対策計画を踏まえ、空家などの適正管理や利活用の促進を謳っ
ております。

こちらの施策につきましては、空家対策を新たに加えておりますが、その他につきましては、
現在の総合計画と大きな変更はございません。

また、「施策の指標」といたしましては、①「犯罪認知件数」、②「交通事故件数」、③「空家率」
を設定しております。

以上が「暮らしと防災・防犯」の政策分野に位置付けました、各施策の概要でございます。よ
ろしくご審議、お願いいたします。

【会長】

それでは、「暮らしと防災・防犯」の分野について、何かご意見等ございましたら。浅野委員。

【浅野委員】

2点ほど確認させていただきたいところがあります。37ページの下の④「多文化共生の推進」のところ、「日常の生活を円滑に送れるよう支援」というところの指標がですね、「多言語対応している市発行印刷物数」というところで指標となっております。この指標が、ちょっと違和感を感じます。これで果たして正しく測れるのかという事が一点。

それと38ページの同じく一番下の指標②「防災訓練参加者数」は、何の防災訓練なのか。総合防災訓練、いっせい防災訓練、様々な防災訓練がございます。何の訓練に参加された数なのか、この2点、伺います。

【市民部副部長】

まず1点目の多言語対応している市発行印刷物数という点でございますけれども、現在、市内には多くの外国の方がお住まいになっていまして、そういう方について支援をしていきたいというような趣旨の事業でございます。確かに、この指標でどこまで測れるかとおっしゃる意味は分かるのですが、1つの目標としまして、なるべくそういう方たちに、色々な印刷物を多言語で表して、印刷物で情報をお知らせしていきたいということで、1つの指標として出させていただきました。以上でございます。

【防災部副部長】

38ページの指標の「防災訓練参加者数」の内容でございますが、現在小田原市では毎年一回、小田原市総合防災訓練、そして昨年度からは各地区で一斉に行っていただきます、小田原市いっせい防災訓練がございます。この指標に出ています防災訓練の参加者数は、主にこの二つの防災訓練、それと、単位自治会でも自主的にやっただいている防災訓練がございます。そういう諸々を含めた防災訓練の参加者数を増やしていこうということで、指標として提示させていただいたものでございます。

【浅野委員】

ありがとうございます。結構でございます。

【会長】

他に。はい、谷山委員。

【谷山委員】

2点お願いいたします。38ページの「8 災害に強いまちづくり」の中で、今、本当に在宅療養をされていらっしゃる方が増えております。小田原市では、福祉避難所の整備がどういう風になっているのか、もしも計画されているようでしたら、こちらの中にそのまま記していただいた方が良いのかなと感じました。

39 ページ、2 つ目なんですけれども、「9 消防・救急体制の充実」についてです。救急の需要が増加しつづけることが予想されるという事が記述されています。不要な救急車の要請が非常に多いことは、何十年も同じ状態が続いていて、こちらの課題として出ているんですけれど、こちらに対して具体的にどうするかというところが書かれていないのかなと感じます。こちらについてはどのようにお考えであるのかということをお聞きしたいです。お願いします。

【防災部副部長】

会長、防災部副部長。福祉避難所に関してのご質問をいただきました。福祉避難所に関しましては、小田原市でも指定してございます。福祉施設と協定を結びまして、いざというときには受け入れをお願いする形となっております。どこが、どういう形でというのは、詳細施策①「災害時即応体制の強化」のところの 1 行目、「地域防災計画や」というところで、小田原市でも地域防災計画を作っております。赤い本で、我々も赤本と言っているんですけれども、こういうものの中に位置付けておりまして、福祉避難所だけではなくて一般の方というんですかね。そういう方々も一次避難所、二次避難所という、そういうものも全て網羅していかなくてはいけないところもございまして、私どもも、総合計画の中に具体的な「どういうところと、どういう風な受け入れ態勢ができています」という記載は、むしろ防災計画に位置付け、また、その受け入れに対しても、きちっとマニュアルを作って、それで対応するような形でやっていきたいと考えております。以上でございます。

【救急課長】

救急車の利用という事でご質問がありましたけれども、救急車を有効に使用していただくためにですね、我々救急課の方でも広報活動を実施しております。平成 21 年、22 年、この頃には、軽症であっても救急車を利用される方、要するに入院を必要としない患者さんですね。こちらの方が 50%を超えている状態でした。ただ、我々としてもですね、救命講習の席であったり、あるいは救急の日のイベント等を通じて適正な利用をお願いするということを図っておりまして、今現在では、平成 27 年度の時点では、軽症での利用者は 42%まで低下しております。今後もこういった活動を続けていきたいと考えております。

【谷山委員】

具体的な数値をお示しいただいてありがとうございます。軽症の方の利用が減っているという事を聴いてちょっと安心いたしました。ありがとうございます。

【会長】

はい、他に。安野委員。

【安野委員】

38 ページ、「8 災害に強いまちづくり」のうち、詳細施策②「地域防災力の強化」というところなんですけど、市民の防災意識向上を図りますとありますけれども、この場合ですね、やはり専

門家のアドバイスが必要だと思うんです。それで、防災教育の充実というところにも力を入れていくべきではないかと考えます。

それから 40 ページ、「10 安全・安心の地域づくり」の詳細施策①「地域防犯活動の充実」というところで、地域防犯活動の充実で被害者を少なくするためには、やはり情報の提供という事が非常に大事であると思います。現在、安全安心メールというものが配信されておりまして、不審者情報とかオレオレ詐欺の情報とかですね、即時、こういうことがメールで配信されてきて、非常にこれ、参考になると思うんですね。引き続き、こういう情報の提供には力を入れるべきであると考えますが、これはもう、施策の方には盛り込まれているのでしょうか。

防災教育の事と、安全安心の情報の提供については盛り込まれているのかどうか、お伺いしたいと思います。

【防災部副部長】

地域防災力の強化について、市民の防災意識向上に関するご質問をいただきました。今おっしゃったとおり、私どもも地域の防災意識、市民の方々の防災意識を高めるために、色々努力しているつもりです。その中で、専門家の話を聴くようなことも必要ではないかと、年に 1 回ではございますけれども、広域を対象に防災の講演会を開催させていただいております。1 回で事足りるのかという事は、中々難しいかと思うんですけれども、それを含めても、いずれにしても地域の人達、住民の方々に防災意識を高めていただくためには、先ほども申し上げました防災訓練または出前講座で行っている防災教室ですとか、または地域の自治会の集まりですとか、または避難所運営委員会、そういう場面に我々防災の職員が行きまして、防災の必要性、または今回ですと、熊本地震の課題等も何点か出ていますので、そういうものを踏まえて市民の方々に情報を提供させていただいて、そういう中で、市民の方々に防災の意識を高めるような働きかけをしていきたいと思っております。おっしゃるように、専門家の話を聴くということも、場面によっては検討してまいりたいと思っております。若干予算もかかりますので、そういったことと合わせて考えていきたいと思っております。以上です。

【地域安全課長】

2 点目の、安心安全メールのご質問について私の方からお答えさせていただきます。安心安全メールというものは、警察署と連携を取りまして、情報の提供をなるべく早く安心安全メールという形で、市民の方に情報提供しているものでございます。情報の提供という点で、とても重要な事だと認識しておりますので、具体的な施策については今後盛り込んでいきたいと考えています。以上です。

【安野委員】

先ほどの防災教育の充実の事なんですけれども、地域によって、やはりいざというときの行動のとり方が、やっぱり違うんですね。市内一律ではないということで、きめ細やかなアドバイスというものが必要であると思います。専門家と言いましてもね、最初は本当に専門家の方という事で、ですけど段々と職員がスキルアップしていったって、専門的なアドバイスを地域に入っていてい

ける、そういうやり方もあると思うんです。ぜひ防災教育の充実については検討していただきたいという事を思います。以上です。

【会長】

他に。奥委員、どうぞ。

【奥委員】

また指標についてなんですけれども、例えば共生社会実現のところの男女共同参画社会の実現ですとか、安全安心の地域づくりについてというところは、「市民がどう感じているか」ということが、やはり重要なところだと思うんですね。市民が、「ワーク・ライフ・バランスがとれていて、男女共同参画が進んでいる」という風を感じるということが、やはり成果として目指されるべきところで、安全安心でも、市民が「安全安心だ」と思えるということが重要なので、そういう意味では、指標も、できれば市民意識調査等において、市民が実際にどう感じているのかというところをしっかりと拾い上げて、その割合をどの程度まで現状を認識して引き上げていこうと目指すのかというような設定の仕方の方が考えられるというか、望ましいのではないかと。実際そういう設定の仕方をしている自治体も多々ありますので。ただ、市民アンケート調査、小田原市も実際やられていると思いますが、その時期、タイミングにもよると思いますので、その可能性を含めて現状をお答えいただければなと思います。

【企画政策係長】

ありがとうございます。指標の関係で市民の意向調査というお話しでしたが、小田原市では全ての施策展開の項目について、市民の意向を把握するという事で、平成18年頃まではやっておったのですが、それ以降は、定量的に意向を把握するという作業をやっておりません。ですので、全部見ていただきますと、市民がどう感じたかというところを取れるものの中にはあるということは十分承知しておるんですが、今の段階で市民の想いというところの指標を統一的に取るという事は非常に難しいということがございます。

もう一つは、個別計画、それぞれの施策展開の計画の中で、市民の意向を取っているところもでございます。中には、食育の関係で健康づくりの指標の3つ目に「栄養のバランスを考えて食事をとる市民の割合」ということで、こちらの方は食育推進計画を現在作っている最中でありまして、そういった経緯がございまして割合が取れているものもでございます。ですので、今回の後期基本計画に関しまして全般的に市民の意向は取らない方向で今考えておりますので、今後の課題とさせていただければなと思っております。

【奥委員】

当然、アンケートをやるとなるとお金もかかる話ですから、なかなかすぐにまたやるということは難しいのかもしれませんが、やはり市民がどう感じているのかというところを正確に把握できないことには、政策の効果というところも見えてきませんので、ぜひ今後、ご検討いただければと思います。特に先程上げました37ページの「男女共同参画社会の実現」の指標として

「審議会などへの女性参画率」、どこの自治体も挙げているんですけれども、おかげでこちらも仕事が増えているんですけれども、本来であればこれだけではないですよ。男女共同参画社会って。ですから、もう少しご検討いただきたいなというところでございます。

【会長】

他には。はい、湯川委員、どうぞ。

【湯川委員】

湯川でございます。本当であれば、一番最初に質問させていただいたほうが良かったかなと思うことと、それからもう1点、2点質問させていただきます。

1点目が、奥先生もおっしゃったように、施策の指標のところはずっとお話を聞きながら自分の頭の中で整理できていなかったのを教えていただきたいんですけれども、目指す姿が全体像のあるべき姿で、それを基本方針に落とし込んで、それが詳細施策になって、施策の指標という形で落とし込まれているんじゃないかなという風に読んでいるんですが、最後の施策の指標の数値というのが非常にわかりやすく、たぶん平成34年度になったらこれが実現できたか、できないかということで、これは実現できたね、できなかったねということが、非常にわかりやすいなと思う反面、ちょっと怖いなと思っておりまして。たぶん、指標が質的なものと量的なものがあるということを理解したうえで、お聞きいただければと思うんですけれども、詳細施策が、例えば共生社会の実現のところは4つございまして、その中から施策の指標は2つあると。さらに、別資料の資料4の中の、想定事業一覧がずらっと並んでいるという風な中で、指標の①と②が、これだけことさら数値で出てきているというところが、すでにもう議論されているのであればこの質問は必要ないんですけれども、なぜこの2つがここに出てきているのかなということが、他のすべての施策についてよく分からなかったのも、もしこういったところの議論がすでにあつたのであれば勉強のために教えていただければなというのが1点目でございます。

2点目に関しましては、施策7の「共生社会の実現」というところなんですけれども、「暮らしと防災・防犯」というところに、8、9、10に関しましては比較的我々の命に関わるような問題が並んでいるにも関わらず、7番が「共生社会の実現」ということで、それほど緊急度があるようなものに見えてこなかったのも、なぜこれがここに、暮らしと入っているのか確かに暮らしだよなと思う反面、なぜ「共生社会の実現」がここに入っているのかと。さらに言ってしまうと、ある意味で多様な社会であることをもう少し積極的にとらえれば、防災・防犯のところに入ってくる種類ではないのかもしれないなと読み取れましたので、その2点についてどう読み解けば良いのか教えていただければと思います。

【企画政策係長】

まず、後段部分についてお話しさせていただければと思います。実は前期計画を作った際も、こちらの「共生社会の実現」に関して、この項目なのかという議論がございました。一つ可能性としてはですね、大きな政策展開の中で、「市民自治・地域経営」というのが最後でございます。湯川委員お話しいただいたように、多様性という観点からいうと人に着目した中で8番にという

可能性はあったのですが、今回は暮らし全般の基本になる考え方ということで、表題的には「暮らしと防災・防犯」ということで書かせていただいているのですが、人権、平和、あるいは男女等の施策はここに位置づけさせていただいているところがございます。正直なところ、小田原市の組織とも連動しておりまして、このような形で今の体系に落とさせていただいているというのが現状でございます。

もう1点は指標の関係でございます。湯川委員お話のとおり、質と量の関係があった中で、最終的にこの、例えば共生の中ではこの2つをどうやって選んできているのか、どういう議論がこれまでの経過であったのかというお問い合わせでございますけれども、庁内の中で揉んできた経緯がございます。一つは冒頭、1番上に目指す姿ということで、定性的な実現したい状態ということで、例えば7番の共生社会の実現のところでは「誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認めあいながら、共にいきいきと暮らしています。」という形で、前期計画の場合指標を設けておりませんでした。定性的なものを客観的に測る指標として、代表的なものはどのようなものかということでチョイスさせていただいております。詳細施策すべて、例えばこちらで言いますと、人権、男女、平和、多文化、すべての項目での指標を取り上げているわけではないんですけれども、目指す姿を客観的に表すであろうということで事務局サイドの方、全庁的に調整しながらチョイスさせていただいているというのが現状でございます。以上です。

【会長】

よろしいでしょうか。はい。

他に大丈夫ですか。それでは、ご質問も尽きないところではございますが、この後の審議もございまして、暮らしと防災・防犯については終えさせていただきます。ここで、市側出席者の入れ替えがございますので、しばらくお待ちください。

(市側出席者入れ替え)

【会長】

それでは、本日3つ目の分野となります「子育て・教育」の分野に移らせていただきます。概要の説明をお願いいたします。

【企画政策課長】

それでは政策分野の「子育て・教育」に入ります。各施策についての説明をさせていただきたいと存じます。

計画書の41ページをお開きいただきたいと存じます。想定事業は8～11ページに該当いたします。

それでは、最初に「11 子育て環境の充実」でございます。

「目指す姿」といたしましては、「さまざまなニーズに対応した子育て支援が充実するとともに、子どもたちが地域社会のなかで生まれていることで、地域に笑顔があふれています。」とさせていただいております。

「基本方針」につきましては、妊娠から子育てにいたるさまざまな支援サービスを充実し、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めることとしております。

「詳細施策」でございますが、①「子育て家庭への支援の充実」といたしまして、地域の中で孤立しがちな親が互いに支えあう子育てコミュニティの形成や、ひとり親家庭の自立への支援などについて謳っております。②「子育て支援拠点の充実」では、子育て支援センターの機能の充実、③「幼児期の教育・保育環境の整備」では、保育の受け皿の拡充など、待機児童の解消と、多様なサービスの充実を、④「母子保健・医療費助成の充実」では、母子の健康診断や中学校卒業までの医療費助成等について謳っております。そして、⑤「発達に課題のある子どもへの支援」につきましては、現在の計画の詳細施策③に記載していたものを特出して、新たに位置付けたものでございます。ここでは、障がいや発達に課題のある子どもへの療育の充実や、障がい児の通所給付を謳わせていただいております。

こちらの「施策の指標」といたしましては、①「待機児童数」、②「乳幼児健康診査の受診率」、③「地域子育てひろば参加者数」を設定しております。

次に、42 ページ、「12 青少年育成の推進」でございます。想定事業は9、10 ページに記載しております。

「目指す姿」といたしましては、「さまざまな体験などを通して世代を超えた新たなコミュニティが青少年を中心につくられるとともに、地域との関わりのなかで郷土を愛する心が生まれ、健やかにたくましく成長しています。」といたしております。

「基本方針」では、地域が一体となって青少年育成活動の充実やそれを支える人材育成に取り組むこととしております。

個々の「詳細施策」でございますが、①「スクールコミュニティの形成」といたしまして、地域の居場所、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、家庭、学校、地域、行政が連携して、子どもたちの育ちを支える旨を謳っております。また、②「青少年育成指導者層の形成」につきましては、地域の担い手の育成や青少年育成団体の活動支援に加え、成長した子どもが担い手となる循環を支援することについて謳っております。③「体験・交流学习の充実」では小田原の多様な地域資源を活かした体験・交流学习の充実、④「若者の自立支援の充実」では、不登校や引きこもり、ニートなど、若者の自立に向けた様々な支援の実施を謳っているものでございます。

こちらの施策につきましては、現在の総合計画と大きな変更はございません。

また、「施策の指標」といたしましては、①「地域の見守り拠点づくり実施地区数」、②「放課後児童クラブの待機児童数」を設定しております。

次に、43 ページにお移りいただきまして、「13 学校教育の充実」でございます。想定事業につきましては、10、11 ページとなっております。

この施策につきましては、先に策定した小田原市教育大綱を踏まえ、体系や記述を整理しております。

まず、「目指す姿」といたしましては、「変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身につけた子どもたちが、それぞれの未来を拓くために、たくましく生きています。」とさせていただいております。

「基本方針」は、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」の育成に努めることとしております。

個々の「詳細施策」でございますが、①「社会を生き抜く力を育む教育活動の推進」といたしまして、確かな学力や自ら判断し表現する力を育むとともに、豊かな人間性、健康づくりや体力づくりなどについて謳っております。②「小田原の地ならではの教育の推進」では、ひとや地域が持つ多様性を前提に、小田原の豊かな地域資源を活かした教育を推進する旨を謳っております。③「地域とともにある学校づくりの推進」では、地域ぐるみでの教育支援として、コミュニティ・スクールによる学校運営の拡大を謳っております。④「きめ細かな教育体制の強化」では、インクルーシブ教育の実現に向け、児童生徒の教育ニーズに対応した取組を進める旨を、そして最後、⑤「安全・安心で快適な教育環境の整備」では、学校施設の整備・充実とあわせまして、地域と連携した校庭・園庭の芝生の維持管理等についても盛り込ませていただいております。

こちらの「施策の指標」といたしましては、①「国語や算数・数学の授業がわからないと感じている児童生徒の割合」、②「不登校児童生徒の出現率」、③「新体力テストの総合評価が下位層、D・E層の児童生徒の割合」を設定しております。

以上が「子育て・教育」の分野に位置付けた施策の概要でございます。よろしくご審議、お願いいたします。

【会長】

はい、説明の方終わりました。それではこれから審議に入りたいと存じます。子育て教育の分野につきましてご意見等ございましたらお願いいたします。

名和田委員。

【名和田委員】

単なる言いつばなしの意見として聞いていただければと思います。地域ぐるみで学校、学校教育、子どもたちを支えていくこと。理念として大切に十数年間にわたって取り組まれていることと思いますが。一方で、学校の先生方が地域に関わって行く、出ていく、あるいは場合によっては地域の組織者になって行くという視点も重要かと思いますが。最近そういうことでは学校の先生に非常に積極的に登場いただいて地域コミュニティの形成が進んでいるという事例もたくさん聞いております。この計画書の文言で十分かと思いますが、そういう学校自身が地域に開いていく、出ていくということも含んだ表現として施策を推進していくことが重要ではないかと思います。以上でございます。

【教育部長】

大変ありがたいご意見をちょうだいいたしました。私どもも本当に学校だけでは様々な課題がございます。地域と一体となって進めていかなければならない問題がたくさんございます。委員がおっしゃるように、学校自身、教師自身が地域に出ていかなければいけないというのは感じておりますので、そういう視点でも取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

【会長】

ほかに。

【小倉委員】

はい。11、12、13 すべてに関わることなんですけれども、「11 子育て環境の充実」というところで、まずは乳幼児健診からお母さんたちがいろいろなところに相談につながって行きます。その後、もし問題がある場合に、41 ページ、⑤のところで、発達に課題のある子どもたちの支援というところで、療育なんかも連携していきます。このところが、どんなふうに連携できているか。例えば、乳幼児健診から、地域の保育園・幼稚園に行く場合への支援の連携や引継の所など、絶え間がない支援体制を作ってほしいと思っています。具体的には、つくしんぼ教室の相談支援部門をしっかりと充実させていって、乳幼児健診から早期発達支援も含めた幼稚園・保育園の保育療育につないでいく。そこからしっかり就学相談にもつないでいって、教育の部門では、教育相談支援センターとの連携の下に、教育の中で支援をしていくといったような、相談体制の切れ目のない一貫したケアの仕組みを、ぜひこの 3 つの分野で連携して作ってほしいと思います。学童が 12 のところにひとつぼつんと置かれている印象なんですけれども、学校での支援と学童への支援、あるいは保育園から学童への支援の引継も視野に入れて、学童もその中に入れて、子どもへの支援を考えてほしいなと思います。

もう 1 つ、13 の学校教育の充実のところで、いじめや不登校などの様々な課題の解決を図るために「教職員も自らの力を伸ばす」と書かれているところですが、先生も地域に出ていかなければならない、学校の中だけではだめだということで、やはり専門家の支援、専門家との連携や、第三者の目を入れていくということが大事と考えています。その時に心理専門職をどのように活用していくか。今、スクールカウンセラーや、教育指導課、障がい福祉課、そしてつくしんぼ教室に心理専門職がいます。そういう心理専門職が、今、非常勤でしか働いていません。しっかり常勤に近い形で雇用する。そして、その常勤に近いその心理専門職が地域にも出ていく、お母さんへの支援もする、現場にも出て行って先生方への支援もしていって、学校にまたつないでいくというような、そういう仕組みができてくるといいと思います。発達相談支援の充実についてお考えがあれば聞かせていただきたいです。

【子ども青少年副部長】

まず 1 点目のお尋ねについてお答えしたいと思います。現在、早期発達支援事業という言葉が小倉委員さんから出まして、小倉委員さんにも大変ご協力をいただいております事業でございます。こちらは、保育園の支援を要する子ども達、保育士への支援を目的として、医師や、臨床心理士さん等が専門家として保育士への助言をするという事業でございます。平成 22 年度から、公立保育所を対象に始まりまして、今は民間保育園、認可外保育施設、公立幼稚園、民間幼稚園へということで拡大して参りました。対象のお子さんも多くなる中で、専門のスタッフの方からは、保育士への支援として始めた事業ではございますけれども、まずは支援を要するお子様に対する保護者の受け止めが必要であるとか、早期に療育につなげる必要があるとか、そういったご指摘を受けて課題としていただいております。そういった中で今まさにお話にありましたようにまずは乳児から就学後まで見据えた支援システムの構築、こういったことも課題であると認

識し、庁内の関係各課で話し合いを進めておりまして、組織の見直し等も含めまして今後検討して参りたいと考えてございます。以上でございます。

【教育指導課長】

学校の心理相談員等の件につきましては私からお答えさせていただきます。現状、教育指導課に2名、非常勤の職員が週4日の勤務で務めているところでございます。あわせまして通級指導教室に1名、同じく週4日ですけれども心理相談員を入れております。もう一つ、相談室のあおぞらという施設がございます。そちらでも、もう少し少ない日数で現状雇用しております。同じように、非常勤ではありますけれども勤務日を週4日のような形にしましてこの部分強化をしていきたいと思っております。委員おっしゃるように、当然常勤化でありますとか、他機関との連携、またSC、SSWとの連携が非常に重要になってくると認識しておりますので。ありがとうございます。

【小倉委員】

ありがとうございます。できれば保健センター、健康づくり課にも2人くらい、障がい福祉課にも2人くらい、教育課分野に4~5人という形で、常勤の心理専門職による連携ができるといいなと思います。そこで異動ができることでそれぞれの分野での支援がつながっていく、と考えています。

【青少年課長】

先程委員の方からおっしゃっていただいたのですが、学童がぽつんと離れているとお話があったのですが、たまたま市の事業の担当ということで分かれております状況でございますが、実質的には学童で支援を要するお子様をお受けする際にも、保護者の方のご要望があれば、私ども、保護者の方、児童さん、私どもの職員等が面談させていただいた中で事情を把握させていただいてお受けしているという現状もでございます。また、指導員の方につきましては、支援等必要な方に対しましても定期的に研修等行いまして、漏れないような形で対応できるように、対応しているところでございます。以上でございます。

【安野委員】

41ページの「11 子育て環境の充実」に関しまして。基本方針のところなんですけれども、今、国の子育てに関するいろんな新しい支援メニューというのがどんどん出てきて、どんどん変わっていくと思うんですね、ですから、基本方針のところ、国の新たな支援の新メニューも柔軟に活用していくとか、そういう方向性を一つ打ち出しておくべきではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

それから、詳細施策⑤の「発達に課題がある子どもへの支援」ということで、現実的に、保育所等、特に公立保育所に発達障がいの疑いのあるお子さんたちがけっこう多く入所していらっしゃるということも現実でありましてね、そういう現場の現状を、課題を解決していく上で保育士の加配というもの、学校の現場では加配をしておりますけれども保育所においてもそのようなこ

とに取り組んでいくべきかなと考えます。

それから、42 ページの「12 青少年育成の推進」の中での詳細施策の中の「スクールコミュニティの形成」というものと、それから 43 ページの「13 学校教育の充実」の中でコミュニティ・スクールを推進していくというところで、共通しているものと、少しそれぞれの役割が違うところもあるのでありますが、このあたりの整理も、後期の場合は必要ではないかと思えます。

それから同じく 43 ページの詳細施策の⑤のところ、わかりにくい表現なので質問させていただきたいのですが、⑤の 2 行目のところですね、「新たな教育ニーズへの対応が求められる施設の整備と充実に努めます。」ということで、この文言だけではどのようなことを指しているのかなかなか理解しにくいのですが、ここの表現は、もうすこしわかりやすい表現にした方が良いのではないかなと思えます。

【子育て政策課長】

それでは、安野委員ご指摘の最初の点、基本方針のお話をさせていただきたいと存じます。ご指摘のとおり、今、国の支援メニュー、次々新しいものが出ております。ちょうど児童福祉法が今年改正されたというところがございます、国も、色んな形で子育て支援のメニューを次々と出していると。そういうところがございます、ご指摘のとおりもっとフレキシブルに読み込める方がいいのではないかとのご見解もあろうかと存じます。ご指摘のとおりかと存じますが、ただ、施策の方向としては、妊娠、出産、子育て一連のサービスを充実するということであるとか、地域社会の支え合いというのも、国の大きな流れとしては間違いないところでございますので、この方向で、基本方針は持っていくと。方向としてはいいのかな、と事務局としては考えているところでありますので、もう少しフレキシブルにということについては、文言のところは検討させていただきたいと存じます。

【子ども青少年副部長】

2 点目の保育士の加配についてでございます。先ほど申し上げましたように、今、保育の現場、民間公立問わず保育園幼稚園、本当に発達に課題のある、支援を要するお子さんが増えている、年々増加しているというのが、現場での喫緊の課題になっており、困っていらっしゃるというところでございます。市としては、そういった場合国の保育士の配置基準を超えて保育士を加配することが必要となってくるとは思いますけれども、まず公立保育所の場合は臨時の保育士を雇用するということ、民間保育所さんに対しましては、受入れに対して雇用のための人件費の補助をするということで、それぞれ予算を増額いたしまして、対応するというところで、できるだけ取り組ませていただいているところでございます。現場の実情に応じた適切な加配ができるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

【教育総務課長】

3 点目のスクールコミュニティとコミュニティ・スクールの整理でございます。スクールコミュニティにつきましては、地域全体で地域ぐるみで子育てをしていくといったスタンスになっておりまして、コミュニティ・スクールは、学校を地域の皆様に支えていただくということで、ち

よっと舞台が違うというところがございます。ただ、わかりにくいということをご指摘のとおりでございますので、わかりやすい形で整理をさせていただきたいと思っております。「新たな教育ニーズへの対応が求められる施設の整備の充実」もわかりにくいということですが、現在、学習指導要領の見直しをされるという中で、文部科学省が、新しい学習指導要領の中でどのような形でメニューを出してくるかわからない中で、柔軟な対応をさせていただくため、表現をさせていただいております。例えば、中にもありますが、アクティブラーニングですとか、タブレット等を用いた情報学習等も視野に入れておりますけれども、そういった新たな学習環境に応じるような整備に取り組みたいということで、よりわかりやすい形でということをごございましたら、企画政策課と調整させていただきたいと思っております。

【安野委員】

最後の学校施設のことなんですけれども、私は違うことをイメージしていました。というのも、国の方が、教育施設の中に福祉施設ですとか、そういう複合的な、縦割り行政では考えられないような、複合的な施設の活用を、国は今、打ち出しつつあるんですね。そういうようなことも必要であるのかなというイメージを抱いていたのですがそうではないということですね。ただ、視点としては、やはりこれから学校の、教育施設の新たな活用というものを考えていかななくてはいけないのではという風に思います。後期に向けては必要でないのかなと思います。スクールコミュニティとコミュニティ・スクールのことなんですけれども、対象となるのは子どもの育ちなんですね。関わるのも地域の人たち。学校という1つのエリアの中での関わり方として、共通点もいっぱいあるんですね。そういう点で、市民にわかりやすい、市民が取り組みやすい、そういう整理の仕方をしていただかないのかなと思います。一応、方針としてはスクールコミュニティでずっと後期はやりきるというような、そんなお考えなのでしょうか。

【青少年課長】

スクールコミュニティにつきましては現在徐々にではありますが拡大を図っているところでございます。指標①の方に書いてございますけれども、地域の見守り拠点づくり、スクールコミュニティの一環ということになっておりますので、平成34年度までには全ての地区で実現を目指していきたいと考えております。以上です。

【会長】

ほかに。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。小倉委員。

【小倉委員】

先程教職員と専門家との連携という話をしたのですが、1つ、福祉分野との連携がどうなっているかというのをお聞きしたいんです。先ほど、「1 地域福祉の推進」のところで、生活保護世帯における中学3年生の高等学校進学率云々というものがありましたが、やはり、貧困の家庭や、障がい、家族が障がいを持っているとか、メンタルの問題があるとか、福祉との連携が必要なご家庭がとても増えていて、先生の業務を圧迫している、先生方が大変な思いをされている

のではないのかと考えています。スクールソーシャルワーカーとの連携なのか、あるいは障がい福祉課、生保との連携なのかはわかりませんが、小田原市としてはどう考えているのか、お聞きしたいです。

【教育指導課長】

会長、教育指導課長。きちんとお答えできず申し訳ございませんでした。その点につきましてですけれども、スクールソーシャルワーカーにつきましては、県の配置になっておりますが、小田原市に週1日程度は勤務できるような状況でございます。担当者は4名ほどおりますけれども、輪番で、というかローテーションを組んで市内36校を中心に回っていただいている状況でございます。もう1点、生活支援課等との連携でございますけれども、年2回ではございますが会議を開催しているところでございます。そこには関係部署、福祉の担当部署も入っていただきますし、スクールソーシャルワーカーも入っていただきますし、学校関係者も当然入りますけれども、情報交換または学習会等を開いているという状況でございます。その点のところも、今後に向けては重要になってくるかととらえております。以上です。

【会長】

他、よろしいでしょうか。はい、大川委員。

【大川委員】

43ページの、指標の①、国語や算数・数学の授業がわからないと感じている生徒の割合のほうで、目標のほうで、10%もしくは11%で出ているんですけれども、このまま切り捨てをされてしまうのかなあと違和感がありまして。できればこの10%とか11%のお子さんに対して、ケアを、こういうケアを考えているよと記述いただけると助かるかと思っております。以上です。

【教育指導課長】

委員おっしゃるとおり、ゼロを目指すべき内容でございます。当然そこは、ここの計画期間の中でゼロになれば当然本来の形ではございますけれども、現状の数値に対しまして半分という形で目標として設定させていただきましたけれども、当然子どもたちには、授業外の部分とか、ケアが必要でありますのでそこは取組をさせていただきたいと考えております。

閉会

【会長】

よろしいでしょうか。それではご意見も尽きたようでございますので、本日の審議を終了させていただきます。長時間にわたりましてご審議、ありがとうございます。

事務局から何か事務連絡等ありますでしょうか。

【企画政策課長】

それでは事務局の方からご報告を1件とご連絡を1件させていただきます。

本日諮問させていただきました後期基本計画行政案について、素案という形でのパブリックコメントを同時進行でやらせていただいております。こちらの方は9月30日～10月31日の1か月間、パブコメを実施いたしております、市民の方々等から寄せられたご意見につきましては取りまとめたうえで、8回目の総括審議の際にご提示をさせていただきますのでご審議いただきますようお願いいたします。それからご連絡ですけれども、次回の総合計画審議会は、10月13日(木)10時から、場所は同じく議会全員協議会室にて実施させていただきたいと思っております。案件につきましては「2 希望と活力あふれる小田原」のテーマですね。地域経済の関係と、歴史・文化の関係で実施させていただきます。資料につきましては本日お配りさせていただいた行政案、それから想定事業一覧、本日と同じような形でご説明させていただきますので、よろしければ事前にお目通し頂ければと思います。本日卓上配布させていただいておりますが、前期基本計画の振り返り、こちらにつきましては、前期基本計画でどのような取組を行ったのか、どういう成果があったか、まとめさせていただいているものでございます。本来であれば事前にお配りさせていただいて本日の議論に活用いただきたいところではございましたが、間に合わずに大変申し訳ございませんでした。次回につきましても、こちらに共通するテーマ出ておりますので、参考にお目通ししていただければと思います。よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございます。先程事務局から連絡があった通り、この審議会、短い時間で多くのことをやって行かなければなりません。これだけ多くの人に参加していただいておりますので、できるだけ先に目を通していただいて質問等は要点をとらえた短い質問で審議の方を進めていきたいと思っておりますので、ぜひともご協力の方よろしく願いいたします。

それでは本日予定しておりました議事については全て終了いたしました。これにて会議を閉じさせていただきます。委員の皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。